

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆《国家税務総局〈非居住納税者による租税条約の恩典享受に係る管理弁法〉の解説（国家税務総局公告，2015年第60号，2015年8月27日発布）

納税者及び税務機構による理解を促し、その執行を更に推し進めるため、国家税務総局は《非居住納税者による租税条約の恩典享受に係る管理弁法》（以下、「弁法」）を発布した。弁法の詳細は以下のとおりである。

一、《弁法》発布の背景

発布の目的は次のとおりである。

- ・《国务院による非行政许可可審査事項の取り消しに関する決定》（国発 [2015] 27号）の徹底
- ・税務部門における手続きの簡素化及び権限の委譲
- ・税務部門に対する権限委譲と管理のバランス確保及び業務改善
- ・非居住納税者による租税条約の恩典享受に係る管理の徹底

上記のような理由から、国家税務総局は各関係機関から幅広く意見を聴取し、多くの実地調査を行った上で、《非居住納税者による租税条約の恩典享受に係る管理弁法（試行）》（国発 [2009] 124号）を全面的に改訂し、《弁法》を制定するに至った。

二、《弁法》のポイント解説

(一) 適用範囲の拡大

《弁法》は、国税発 [2009] 124号が適用される租税条約の条項をベースに、適用範囲を租税条約の国際運輸条項及び国際運輸協定に拡大した。非居住納税者が享受する租税条約及び国際運輸協定の恩典は、一つの規範に基づいて管理される。

(二) 行政審査の取り消し

《弁法》は、非居住納税者が租税条約における配当、利息、特許権使用料、財産収益条項の恩典を享受する際に受けなければならない国税発 [2009] 124号に規定される行政審査を取り消した。その上で、《弁法》では、非居住納税者が租税条約の恩典を享受する際の基本事項を以下のとおり規定した。

- ▶ 非居住納税者が自ら申請する場合には、当該非

中国税務最新動向

居住納税者自身で自らが租税条約適用の条件に該当するか否かを判断した上で事実に基づき申請する。同時に、主管税務機関に関連報告表と資料を提出する。

- ▶ 源泉徴収及び指定徴収（企業所得税法の規定により指定された源泉徴収義務者による源泉徴収）が行われる状況下においても、非居住納税者自身において自らが租税条約適用の条件に該当するか否かを判断する。当該非居住納税者が租税条約の恩典を享受する場合には、自主的に源泉徴収義務者に対して関連報告表及び資料を提出する。租税条約の適用条件に該当する非居住納税者に対しては、源泉徴収義務者が租税条約の規定に従って源泉徴収を行い、関連報告書及び資料を主管税務機関に提出する。
- ▶ 租税条約の恩典を享受できる非居住納税者が当該恩典を享受していない場合には、当該非居住納税者は、主管税務機関に還付を申請できる。
- ▶ 税務機関は、租税条約の恩典を享受する非居住納税者及び源泉徴収義務者に対して事後管理を行う。

(三) 申請資料の簡素化

これまで、行政審査に関し、税務機関は往々にして非居住納税者に大量の証明資料の提出を要求することがあり、各地の執行基準も統一化されていないという問題があった。そのため、《弁法》では非居住納税者が租税条約の恩典享受を申請する際に提出する資料を簡素化し、非居住納税者の事務負担を軽減した。非居住納税者が租税条約の恩典享受を申請する際に提出する資料は、次のものを含む。

1, 情報報告表

非居住納税者は自身の状況について、《非居住納

Topics

税者の居民者身分情報報告表》及び《非居住納税者による租税条約の恩典享受に係る状況報告表》という2枚の報告書を記入する。重要な証明書及び資料の提出を除けば、その情報に関する収集方法を納税者による報告書の記入とすることにより、非居住納税者の資料提供に係る負担は大幅に減少した。

2, 重要な証明書及び資料

非居住納税者は、条約締結相手国の税務当局が発行した居住者証明書を提出しなければならない。ただし、国際運輸条項または国際運輸協定の恩典を享受するものは、法人証明もしくはパスポートのコピーを居住者証明書に代えて提出することができる。なお、前述の証明書を提出がない場合には、租税条約の恩典を適用する条件に該当しないとみなす。

この他、非居住納税者は関連所得に係る権利の帰属についての証明資料の取得及び提出をしなければならない。例えば、非居住納税者が中国国内で取得した営業利益、国際運輸所得、利子、特許権使用料、財産収益、各種役務の提供による所得については、その非居住納税者と所得の支払者の双方が調印した契約書及び協議書が当該証明資料となる。

また、非居住納税者が中国国内で取得した配当については、配当支払者が当該配当について決議をした董事会の議事録または株主総会の決議書が当該証明資料となる。さらに、非居住納税者の享受する退職金、学生等の租税条約の恩典について関連する契約書等を提出できない場合には、支払証憑をその代わりに提出することができる。

3, その他の税法規定に関する資料

その他の税法規定において、非居住納税者が租税条約の特定の条項もしくは国際運輸租税協定の恩典を享受するにあたり、特定の証明資料の提出が求められている場合には、非居住納税者は租税条約の恩典享受を申請すると同時に、関連する証明資料を提出しなければならない。例えば、非居住納税者が委託投資方式で中国国内から配当もしくは利子所得を取得し、これらについて租税条約の配当条項もしくは利子条項の恩典を享受する場合には、《国家税務総局 租税条約における「受益者」認定に関する公告》（国家税務総局公告2012年第30号）、《国家税務総局 委託投資状況下での受益者認定に関する問題の公告》（国家税務総局2014年第24号）の規定に基づき、当該非居住納税者は、代理人に対し、非居住納税者が当該所得の受益者であることの声明書及び証明書を提出しなければならない。

4, 非居住納税者が提出するその他の資料

非居住納税者は、自らの判断により、主管税務機関に対し、自身が租税条約の恩典を享受する条件に該当していることを証明する資料で上記1から3に掲げるもの以外のものを提出することができる。非居住納税者により提出される1から3に掲げる以外の資料は、主管税務機関が租税条約の条件に該当するか否かについての理解及び判断をするにあたり有用である。しかし、当該1から3に掲げる以外の資料を提出しない場合でも、租税条約の恩典享受に係る申請には影響を及ぼさない。

下記の資料は、非居住者企業が租税条約の恩典を享受する条件に該当するか否かを判断する際に、主管税務機関の理解の一助となる。

- ▶ 配当、利息、特許権使用料、財産収益条項：定款、財務諸表、資本関係図
- ▶ 特許権使用料条項：特許権登録証明書、著作権帰属証明等
- ▶ 人的役務条項：登記・登録を行った職業証明書、中国国内の居留記録等
- ▶ 給与所得条項：中国国内の居留記録
- ▶ 教授、研究員条項：学校もしくは研究機関に関する資格証明書
- ▶ 芸術家、スポーツ選手条項：文化部もしくは体育総局等の主管部門が発行する証書、または基金や政府資金による支援証明書
- ▶ 学生条項：学生証または実習証明書

前述の各資料は、非居住納税者が適用する租税条約の条項に応じて、定期的もしくは1回のみ、直接または源泉徴収義務者を通して、主管税務機関に提出する。《弁法》に規定される特定の状況下において、非居住納税者は、租税条約の同一条項に係る恩典を享受するにあたり、同一の主管税務機関に重複して関連資料を送付する必要はないとされている。しかし、非居住納税者による納税申告もしくは源泉徴収義務者による申告の際には、非居住納税者が租税条約の恩典を享受している状況を申請しなければならない。

非居住納税者が租税条約の免税条件に該当する場合であっても、非居住納税者もしくは源泉徴収義務者は、租税条約の恩典享受に関する報告表及び資料の提出と併せて、納税申告または源泉徴収の申告を行わなければならない。

(四) 権利義務の明確化

非居住納税者が租税条約の恩典を享受するにあたり、源泉徴収または指定徴収が行われる状況下で

Topics

は、非居住納税者は、自主的に源泉徴収義務者に対し、関連資料の提出を行わなければならない。非居住納税者は、租税条約の適用条件に該当することについての証明責任、事実に基づき報告表へ記入する責任及び《弁法》に規定される資料を提出する責任を負う。

源泉徴収義務者は、非居住納税者から報告表及び《弁法》に規定される資料を取得し、主管税務機関に送付する責任を負う。源泉徴収義務者は、非居住納税者が記入した報告表の中における「源泉徴収義務者が使用する情報」に関する部分の内容と非居住納税者が享受する租税条約の条項を照合し、租税条約適用の条件に該当するものについては条約規定にもとづき源泉徴収を行う。非居住納税者が源泉徴収義務者に租税条約の恩典享受に必要な資料を提出していない場合、または提出された資料及び関連報告表の情報が租税条約の適用の条件に該当しない場合には、源泉徴収義務者は、国内法の規定に基づき源泉徴収を行うものとする。

主管税務機関は、非居住納税者による租税条約の恩典に関する享受状況について事後管理を行い、資料検査等の状況にもとづき補足資料の提出、追徴課税及び行政処罰等の措置を講じることができる。

(五) 事後管理への移行

行政審査の取消後、非居住納税者による租税条約の恩典享受の監督管理は事後管理へと移行する。非居住納税者が記入する報告表と納税申告書または源泉徴収表は相互に関連している。そのため、報告表に記載の情報が租税条約の適用条件に該当しない場合、非居住納税者は、租税条約の恩典を享受することができない。税務機関は非居住納税者による条約恩典享受後の管理を強化し、租税条約及び国際運輸協定について適切に執行することで、税収流出のリスクを防がなければならない。事後管理に関する具体的な規定は、別途制定される。

三、《弁法》執行日及び経過措置

《弁法》は2015年11月1日より執行する。国税[2009]124号等の規定は同時に廃止する。《弁法》試行前に、非居住納税者が関連規定に沿った承認を経て租税条約の恩典を享受しているものは、審査有効期限までは引き続き恩典を享受することができる。非居住納税者が関連規定に沿って承認申請を行っているものの未だ承認手続きが完了していないものについては、《弁法》を適用する。非居住納税者で、既に関連規定に沿って登録手続きを行ったものは、《弁法》第八条の規定に従って処理する。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が公布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

Topics

東南アジア税務最新動向

東南アジア税務最新動向

☆フィリピンにおける源泉徴収制度

SCS Global フィリピン事務所 濱野吉宏（公認会計士）著

フィリピンでは、源泉徴収対象取引が多岐にわたり、また、通常は請求書を発行する側が源泉徴収されるべき金額を請求書に明記しないことが多いため、トラブルになったり、場合によっては、税務訴訟に発展するケースもある。

最近、源泉徴収に関する問い合わせが増えていると感じるため、本稿ではフィリピンにおける源泉徴収制度の概要について解説を行う。

<源泉徴収の種類>

取引の性質に応じて、主に3種類の月次源泉徴収納付及び1種類の四半期源泉徴収納付が求められる。

・月次の源泉徴収

- ▶ 拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax : Form 1601E)
- ▶ 所得源泉税 (Compensation Withholding Tax : Form 1601C)
- ▶ 最終源泉税 (Final Withholding Tax : Form 1601F)

・四半期ごとの源泉徴収

- ▶ フリンジベネフィット税 (Final Income Tax withheld for Fringe Benefit Tax : Form 1603)

<拡大源泉税>

1. 家賃・レンタカー

フィリピンでは、家賃やレンタカーなど、「Rental」に分類される取引においては、請求額の5%分を支払いから差し引いた上で、Lessorに支払うこととなる。

たとえば、事業を開始するに当たり、事務所や住居を決める必要があるが、日本と同様に、敷金としてDepositを払い込むのに加え、1年間の家賃前払、または月次で家賃を請求されることとなる。この際、Deposit以外の家賃前払部分が源泉徴収の適用対象となる。また、「Association Due」（管理費）

が別に設定されている場合は、「Income Payment」に分類されるため、5%ではなく、2%分を差し引くこととなるため留意が必要である。

適用区分は、ATC (Alphanumeric Tax Code) 一覧表より対象取引と税率を確認した上で、計算を行うこととなる。「Rental」は、「WC100 (5%) : real/personal properties, poles, satellites & transmission, facilities, billboards」, 「Association Due」は、「WC120 (2%) : Income payments to prime contractors/ sub-contractors」を参照する。

2. サービス

源泉徴収の対象となるサービスは多岐にわたるため、請求書を元に、個別で検討を行う必要がある。源泉徴収の有無は上述のWC120等の一覧表を基に判断することになる。

たとえば、旅行会社に航空券発券を依頼した際に、請求書に1行で航空券として記載されている場合は、その金額を支払っても問題ないが、請求書の内訳に、航空券代、発券サービス料と分けて記載されている場合は、後段のサービスについて、2%の源泉徴収を行った上で残額を支払うこととなる。

また、不動産のストック情報や人材紹介の検索エンジンなどから、業者向けにインターネットサービスを利用した場合も、2%の源泉徴収を行うこととなる。

3. 輸入に関するブローカーの利用

海外から材料等を輸入した際に、輸送会社やブローカーを用いることとなる。通常、本請求書の内訳は様々な項目から構成されているため、各項目を個別検討する必要がある。

(請求書例)

Service Charges

①-Brokerage Fee	P5,300
②-Trucking	P3,500
③-Processing/Documentation	P5,500
Sub-Total	P14,300